

第 1 0 8 回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和 8 年（2026年） 5 月 2 5 日（月） 午後 1 時 2 0 分から午後 2 時 4 0 分

開催場所 姫路市役所 本館 1 0 階 第 2 会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏 名	出 欠	署名委員	備 考
1	後 藤 明 彦	出席		
2	小 林 隆	出席		
3	森 下 光 春	出席		
4	大 西 正 紀	出席		
5	岡 本 富 博	出席		
6	船 引 政 則	出席		
7	嘉ノ海 敏 明	欠席		
8	青 田 俊 則	出席		
9	沼 田 静 雄	出席		
10	嶋 田 秀 文	出席		
11	飯 塚 祐 樹	欠席		
12	竹 内 己 良	出席		
13	橋 本 静 枝	出席		
14	小 林 弘 行	出席		
15	吉 田 勝 博	欠席		
16	竹 内 光 明	欠席		
17	福 永 信 幸	出席	○	会長職務代理者
18	青 田 誠	出席	○	会長職務代理者
19	田 摩 仁 志	出席		会長

その他の出席者 0 名

農業委員会事務局職員 4 名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について
議案第6号	相続税等納税猶予適格者証明について
議案第7号	姫路市農地利用最適化推進委員の委嘱について
報告第1号	農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第2号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号	合意による解約等の通知について
報告第5号	県許可案件の許可状況について
報告第6号	農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

（令和8年5月25日 午後1時20分）

議 長	予定の方が揃われましたので、只今から、第108回総会を開催致します。 【 議長挨拶 】 現在の出席者数は、農業委員19名中15名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。 なお、嘉ノ海敏明委員、飯塚祐樹委員、吉田勝博委員、竹内光明委員から欠席の連絡を頂いております。 それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきますのでよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を福永信幸委員と青田誠委員をお願いいたします。 それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく願います。 議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第1号（P1～P2）を説明する。 〔農地確認及び非農地確認について〕 この度は、農地確認の申請が1件、非農地確認の申請が5件提出されております。 まず、農地確認です。 青山六丁目の畑□□□□□□につきまして、「昭和49年5月30日付4条受理を受けたが、計画が変更となり、引き続き農地として利用している」との申請です。

	現況は「畑」となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 続きまして、非農地確認です。 まず、夢前町護持の田□□□につきまして、「平成１６年以前に住宅が建てられ現在は更地になっている」との申請です。 ２番です。 夢前町護持の畑□□□につきまして、「平成１６年以前に住宅が建てられ現在は更地になっている」との申請です。 ３番です。 花田町一本松の田□□□につきまして、「昭和６０年より住宅敷地の一部として利用している」との申請です。 ４番です。 御国野町御着の畑□□□□につきまして、「平成１１年以前より住宅敷地の一部として利用している」との申請です。 ５番です。 別所町佐土新の田□□□につきまして、「平成１６年以前から露天駐車場の一部として利用している」との申請です。 現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。 北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	有難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、農地及び非農地として確認することによろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。 次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	〔農地法第３条の規定による許可申請について〕 議案第２号（Ｐ３～Ｐ７）を説明する。 この度は、２８件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。 所有権の移転が２１件、使用貸借権の設定が５件、賃借権の設定が２件で、市街化区域の案件が１番、３番、４番、５番、１１番である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件となっております。申請地は、７番のうちの１筆が「貸付地」である外は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は１４番から１７番が法人である外は、いずれも「個人」となっております。 「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な機械及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、９番が１７kmである外は、いずれも１５km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番です。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、中南部地区農政協議会では「自宅横の農地で家庭菜園の延長であるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

2番です。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北東部地区農政協議会では「畑作であり面積も小さいため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

3番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

3番と4番です。

兼田の□□□□□が、兼田の田3筆□□□□□□につきまして、□□□□□□□□□□「借り受けたい」との賃借権設定の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲、露地野菜」となっております。

5番です。

網干区余子浜の畑□□□□につきまして、網干区垣内中町の□□□□□が、□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

6 番です。

夢前町塚本の田、畑2筆□□□□□につきまして、夢前町前之庄の□□□□□□が、兄である□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

7番です。

夢前町護持の田 2 筆□□□□□□につきまして、夢前町護持の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。なお、申請地のうち 1 筆は既に譲受人が耕作しています。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

8番です。

安富町狭戸の田□□□□□□につきまして、安富町狭戸の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

9番です。

安富町植木野の田3筆□□□□□□につきまして、書写の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

10番です。

安富町末広の田、畑4筆□□□□□につきて、林田町八幡の□□□□□が、□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。申請地のすぐ近くの住宅を取得し、そこを拠点に営農することです。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

11番です。

青山北三丁目の田□□□□□につきて、青山北三丁目の□□□□□が、□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

12番です。

石倉の田2筆□□□□□□につきて、石倉の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

13番です。

書写の田□□□□□につきて、書写の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「いちご、さつまいも」となっております。

14番から17番です。

農地所有適格法人の要件を満たす船津町の□□□□□□□□□□が、船津町の田19筆計□□□□□□□につきて、□□□□□□□□□□から解除条件付きの貸借で「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物はいずれも「水稻」となっております。

18番です。

船津町の田2筆□□□□□につきて、船津町の□□□□□□が、□□□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

19番です。

船津町の田□□□□□につきて、船津町の□□□□□□が、□□□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

20番です。

船津町の田□□□□□につきて、船津町の□□□□□□が、□□□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

21番です。

船津町の田2筆□□□□□につきて、船津町の□□□□□□が、□□□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

22番です。

香寺町中仁野の田□□□□□□につきて、香寺町中仁野の□□□□□□□□が、□□□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。刈取は株式会社アグリ香寺と小川農園に委託することです。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

23番から25番です。

香寺町田野の□□□□□□が、香寺町田野の田3筆□□□□□につきて、□□□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可さ

議長

委員

議長

各委員

議長

各 委 員

議長

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

各 委 員

その他、何かございますか。

• • •

特にないようですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。この28件についていずれも許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の挙手をいただきましたので、いずれについても許可相当といたします。
次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、事務局からの説明もありましたが各地区農政協議会の意見では、1番と2番ともに必要なし、との意見でしたが、こちらについて何かご意見等ありますでしょうか。

• • •

特にないようですので、1番と2番ともに新規農家の聞き取り調査は省略することとします。

続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 3 号（P 8）を説明する。

調整区域の香寺町岩部の畑□□□㎡につきまして、□□□□□が、「譲り受けて、一般住宅を建築し、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第１種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上等

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

有難うございました。
事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

• • •

それでは採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。

それでは続きまして、議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項及び第４項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取」について、事務局から説明をお願いします。

議案第５号（Ｐ１１～Ｐ１４）を説明する。

〔農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項及び第４項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について〕

利用権の設定を受ける者のうち1番から13番までの□□□□□□□□□□□□と14番及び15番の□□□□□□につきましては、現在耕作面積が0㎡であり、北西部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

議長

有難うございました。
事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

• • •

それでは、承認することよろしいでしょうか。

異議なし。

委員

各委員

• • •

議長

それでは、□□□□□□、ご退室をお願いします。

事務局

議長

各委員

• • • ○

それでは、承認することによろしいでしょうか。

異議なし。

【□□□□□□ 入室】

□□□□□□の案件は承認となりましたので報告します。

	次に、議案第 6 号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第 6 号（P 1 5）を説明する。 〔相続税等納税猶予適格者証明について〕 今月は、証明願が 1 件出ております。 西庄の□□□□□□が所有されていた市街化区域の農地 4 筆を同居の子であります□□□□□□が相続するというものです。農地の利用状況は、□□□□□□の一部は畑作、それ以外は稲作をされています。 中南部地区農政協議会では、適当であるとの意見をいただいております。 適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。
議 長	有難うございます。 事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。 次に、議案第 7 号「姫路市農地利用最適化推進委員の委嘱」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第 7 号（P 1 6～P 1 8）を説明する。 〔姫路市農地利用最適化推進委員の委嘱について〕 本年 8 月 1 日より委嘱予定の農地利用最適化推進委員につきまして、本年 3 月 9 日から 4 月 8 日まで推薦・応募の募集を行いました。その結果、北西部地区定員 1 2 名に対して 1 2 名、北東部地区定員 1 4 名に対して 1 4 名、中南部地区 1 0 名に対して 1 0 名の推薦がありました。被推薦者、推薦者につきましては議案書のとおりです。すべての地区が定員の範囲内でしたので、選考委員会は開催せず、委員の欠格条項すなわち、破産して未だ復権を得ていない者、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わっていないに者であるかについて調査しましたところ、どなたも該当はなく、資格を満たしております。 なお、議案第 5 号でも説明がありました農業委員会法第 3 1 条において、議事に参与制限の規定があるため、候補者のうち、□□□□□□の推薦人である□□□□□□、□□□□□□の推薦人である□□□□□□、□□□□□□の推薦人である□□□□□□は当該候補者の審議について参与できませんので、審査は、まず□□□□、□□□□、□□□□を除いた 3 3 名の候補者、次に□□□□□□、□□□□□□、□□□□□□の順で審議いただければと思います。 説明は以上です。推進委員委嘱の可否についてご審議願います。
議 長	有難うございます。 事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、推進委員として異議なしとすることよろしいでしょうか。

各委員	異議なし。
議長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
議長	〔□□□□□□について〕 それでは、□□□□□□、ご退室をお願いします。
	【□□□□□□ 退室】
議長	□□□□□□への委嘱について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各委員	・・・。
議長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
議長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
	【□□□□□□ 入室】
議長	□□□□□□への委嘱については承認となりましたので報告します。
	〔□□□□□□について〕
議長	それでは、□□□□□□、ご退室をお願いします。
	【□□□□□□ 退室】
議長	□□□□□□への委嘱について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各委員	・・・。
議長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
議長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
	【□□□□□□ 入室】
議長	□□□□□□への委嘱については承認となりましたので報告します。
	〔□□□□□□について〕
議長	それでは、□□□□□□、ご退室をお願いします。
	【□□□□□□ 退室】
議長	□□□□□□への委嘱について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各委員	・・・。
議長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。

[illegible]

	次に、報告第3号「農地法第5条の規定による届出の専決」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第3号（P21～P25）を説明する。 〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕 市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、4月10日から5月7日の間に受け付けたもの23件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。
議長	有り難うございます。何かご質問等ございませんか。
各委員	・・・。
議長	ないようですので、確認とすることをお願いします。 次に、報告第4号「合意による解約等の通知」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第4号（P26～P29）を説明する。 〔合意による解約等の通知について〕 合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が5件、使用貸借契約の解約の通知が15件ございました。このうち、利用権に該当するものは11件、中間管理事業に該当するものは1件です。 賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。 説明は、以上です。
議長	有り難うございます。何かご質問等ございませんか。
各委員	・・・。
議長	ないようですね。確認をお願いします。 次に、報告第5号「県許可案件の許可状況」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第5号（P30）を説明する。 〔県許可案件の許可状況について〕 県許可案件の許可状況について、4月において5件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。
議長	報告、有り難うございます。確認をお願いします。 次に、報告第6号「農業経営改善計画（認定農業者）の認定」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第6号（P31）を説明する。 〔県農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕 案件は2件です。 1番目は、認定の継続申請になります。

議長

委員

事務局

議長

各委員

議長

各委員

議長

(午後2時40分 終了)

議事録署名委員

(議 長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

福 永 信 幸

(署名委員)

青 田 誠
